

令和5年3月13日

養老町議会議員 大橋 三男

水谷久美子議員への養老町議会政治倫理審査会請求事案についての結果報告

1. 審査請求と審査会設置について

令和5年2月11日(土)に水谷久美子議員が起こした交通事故において、水谷久美子議員が運転者でありながら、負傷者の救護と事故の報告を同乗者に任せ、予定していた議員活動である報告会を優先したことが、養老町議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)第3条第1項第1号の政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、10人の町議会議員の連署をもって令和5年2月22日付けで審査請求書が議長に提出された。

議長は、審査請求を受けて、令和5年2月27日に養老町議会議員政治倫理審査会を設置し、松永民夫議員、田中敏弘議員、野村永一議員、早崎百合子議員、吉田太郎議員、長澤龍夫議員、北倉義博議員、小寺光信議員の8人を委員に指名するとともに、当該審査事案の審査を審査会に付託した。

2. 審査事案について

令和5年2月11日(土)12時45分頃、養老町栗笠地内において水谷久美子議員が運転する乗用車が、女子高校生が運転する自転車と衝突する交通事故を起こした。

その際、水谷久美子議員は、負傷者の救護や事故の報告といった事故対応を自身が運転していた乗用車の同乗者に任せ、自身は養老町石畑地内で13時30分から企画していた議員活動である報告会に向かった。

負傷者である女子高校生は、同乗者が事故現場に呼び出した同乗者の家族が運転する乗用車により、西美濃厚生病院に搬送された。その後、女子高校生の保護者が西美濃厚生病院に到着し、警察への報告が行われていなかったことから、女子高校生の保護者が警察に報告を行った。報告を受けて警察官が西美濃厚生病院に来た。

水谷久美子議員が警察署に向かったのは14時45分頃であり、現場検証は16時頃から行われた。

3. 審査の経過について

令和5年2月27日に第1回政治倫理審査会を開催し、正副委員長を互選した後、審査請求の適否と日程案を協議した。その結果、委員長に北倉委員を選任し、副委員長には野村委員を選任した。また、審査請求の適否については、提出された審査請求書が条例第5条の規定に適合していることを決定し、審査を開始した。次回以降の日程については、第2回を3月6日に、第3回を3月13日に開催する案を示し委員の了承を得た。

3月6日に第2回政治倫理審査会を開催した。はじめに水谷久美子議員から審査事案に対する弁明を受け、次に水谷久美子議員への質疑を行った。その後、当該審査事案の政治倫理基準等に違反す

る行為の存否について審査を行った。なお、審査結果を議長に文書で報告するにあたり、特に報告すべき事項として審査結果の措置についても協議を行った。

3月13日に第3回政治倫理審査会を開催し、審査結果報告書を取りまとめた。また、同報告書を同日付で議長に提出することとした。

4. 水谷久美子議員の弁明について

当該審査事案に対し、水谷久美子議員が行った主な弁明は以下の通りである。

- (1) 事故対応を同乗者に任せ、議員活動を優先したのは、現場で女子高校生に声をかけ、その対応から軽傷であると安易に判断してしまったことと、予定していた議員活動の責任者であったことによる責任と義務感を感じていたためであった。
- (2) 救急車を呼ばずに、同乗者の家族の乗用車で女子高校生を西美濃厚生病院に搬送したことについては、女子高校生に救急車を呼ぶことを提案した上でのことであり、本人から同意を得ていた。
- (3) 水谷久美子議員と同乗者が警察への報告をしていないことや、議員自身が警察署に向かった時間が、事故発生から約2時間経過した後であったことについては痛恨の極みである。
- (4) 負傷者である女子高校生とその保護者にはお詫びした。また、事故後の女子高校生の容態についても継続的に確認を行っている。このほか、警察及び女子高校生の保護者にドライブレコーダーの記録を提出した。

5. 審査の結果について

当該審査事案に対し、慎重に審査した結果、政治倫理審査会では次の結論に至った。

水谷久美子議員は、自身が起こした交通事故において、運転者でありながら、警察への報告を怠り、さらに負傷者の救護を同乗者に任せ、現場を離れ予定していた議員活動を優先した。その結果、救急車は要請されず、警察への報告も女子高校生の保護者からなされた。現在のところ女子高校生に大事はないが、町民の生命・財産に対して責任がある町議会議員として、水谷久美子議員が適切な事故対応を行わなかったことは明らかである。

以上から、水谷久美子議員の当該審査事案における事故対応は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこととした政治倫理基準に違反していると結論づけた。

また、当審査会では、議長が関係議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復するために講じる措置についても、条例第9条(1)に規定する「議員の辞職勧告」が妥当であるとの結論に至った。